

令和 元年

第 12 回  
教育委員会会議録

行橋市教育委員会

令和 元年 10 月 31 日(木)

## 教育委員会会議録

- 1 招集日時  
令和 元年 10 月 31 日(木) 13 時 14 分～
- 2 招集場所  
市役所303会議室 (3階)
- 3 出席委員  
教育長職務代理者 末次 龍一  
委 員 水谷 知子  
委 員 金澤 精子  
委 員 大宮 克弘
- 4 欠席委員
- 5 出席職員等 米谷教育部長  
土肥教育総務課長  
山本指導室長  
橋本学校管理課長  
木村防災食育センター長  
上田生涯学習課長  
増田スポーツ振興課長  
吉兼文化振興係長  
白川教育政策係長
- 6 議題及び議事の概要  
別紙
- 7 閉会 14 時 15 分

教 育 長

---

教育長職務代理者

---

議事録調製者

---

令和元年10月31日

開議 13時14分

○教育政策係長 白川良光君

それでは、少し時間が早いですけど、皆さんお揃いになりましたので、ただいまから令和元年第12回の教育委員会を開催したいと思います。

開会前に、本日使用します資料の差し替え等、追加がございますので、確認をいたします。

まず、資料の差し替えです。A4の横用紙で、右上に訂正後生涯学習課と書いています、令和元年度一般会計第3次補正予算の概要について、が1部。

続いて追加資料です。A4縦の用紙で、左上に議案第36号と書いています行橋市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案が1部。続いてA4縦の用紙で、左上に議案第37号と書いています、行橋市立小・中学校共同学校事務室の組織運営及び事務処理規程（案）でございます、こちらが1部。

続いて、A4横の用紙で、左上に議案第38号、右上に生涯学習課と書いています、令和元年第12回教育委員会説明資料が1部。あとA4縦の用紙で、左上に教育総務課と書いています、令和元年9月文教厚生委員会会議録が1部。同じく左上に指導室と書いていますものが1部。もう1枚、左上に生涯学習課と書いているものが1部。

最後に、A4のカラー表紙でサグラダファミリアにおける彫刻の役割、と書いているものが1部です。

以上となりますが、皆さんよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは進行を、末次職務代理人、お願いいたします。

## 1. 開会

○教育長職務代理人 末次龍一君

きょうは、欠席がおられますか。

○教育政策係長 白川良光君

米谷部長が少し遅れてまいります。

○教育長職務代理人 末次龍一君

では、令和元年第12回定例教育委員会を開会いたします。

## 2. 前回会議録の承認

○教育長職務代理人 末次龍一君

それでは、前回の議事録の承認を議題といたします。この件について、何か御意見等

がありましたら、お願いします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

では、ないようですので、承認いただいたものといたします。

### 3. 教育長職務代理人事務報告

○教育長職務代理人 末次龍一君

続きまして、教育長の事務報告です。お手元にあると思いますが、特にはないんですけど、一つだけ抜けておったと思います。

25日が、この前に、たぶん道德教育か何かあったですね。それが抜けています。それ以外はありませんでした。何かこの件について、御質問など、ありましたら。

金澤委員、どうぞ。

○委員 金澤精子君

質問ではありませんが、昨日の学力向上拠点授業発表会、行橋中学校の分ですが、大変良い取り組みをしていたなというふうに思いました。中学校は教科別なので、やはりああいう組織で研究に取り組むというスタイルを取ることがとても大事なんだと。どの先生も同じ方向を向いてあるという、それは何倍もの力になって子どもたちに返っていくのではないかなと。良い発表を見させていただきました。

○教育長職務代理人 末次龍一君

ありがとうございます。

行橋は、生徒の数も多いし、過去にはいろいろやっぱり問題もあつたりとか、比較的学力については、あまり良い話というか、そういうのは余り聞かなかつたんですけど、今回、いろいろ御指導をいただきながら取り組んだ成果が出ていると思います。行橋ができるということであれば、他の学校の刺激にもなってくると思うので、他の学校にも波及していけばいいなと思います。

後は、生徒がやっぱり変わってきているんで、それがまた先生も励みになってくるし、相乗効果で良い方向にどんどん変わっていけばいいかなと思います。

○委員 金澤精子君

もう1点いいですか。25日の京築地区の教育委員会教育委員等研修会の人権研修会のほうに参加させていただきました。ありがとうございました。

これは、福岡大学の添田祥史先生の、すべての人の学びを支える社会づくりのために、というお話でした。

全国にも未就学、すなわち学校に行ったことのない人、または小中学校中退者というのが大変多く、福岡県は4番目に多いそうです。その割には夜間中学も、いま全国に33箇所という数しかなくて、もちろん福岡にも公立の夜間中学校はないそうです。だか

ら今から先は、社会教育分野でボランティアによる自主夜間中学を設置していこうという、先生が北海道の教育大学におられたころ、くるかい、というボランティアサークル、夜間中学校を立ち上げた、そのお話しをされながら、やはり学習権は人権の一番大事な幹となるころだ、というお話を聞かせていただきました。

大変勉強になりました。報告を終わります。

○教育長職務代理者 末次龍一君

ありがとうございました。

後はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、なければ教育長事務報告を終わらせていただきます。

#### 4. 議事

(1) 議案第35号 行橋市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例(案)について

○教育長職務代理者 末次龍一君

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、議案第35号 行橋市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例案について、説明をお願いします。

○学校管理課長 橋本明君

学校管理課から、議案第35号 行橋市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例案について、説明をさせていただきます。

お手元の資料の1ページをめくっていただいて、新旧対照表をお願いいたします。そちらに赤で記載している部分が、今回の改正部分ということになります。

内容としましては、児童クラブの入所料、保護者の負担金ですけれども、これを現行の月額3千円から5千円に改め、また2人以上、児童クラブに入所する場合は、第2子から月額1500円と現行はなっておりますけれども、これを月額2500円に改めようとするものでございます。

改正理由なんですけれども、いま運営しています児童クラブ自体が、平成11年度から実施しております。当初、入所料を決める際に、近隣の自治体等を参考にして3千円にしたという経過が、市議会の議事録等で確認することができますけれども、それ以降、20年間一度も見直しを行っておりません。

資料の次のページに国のモデルケースというのを付けております。国の考え方としては、児童クラブの運営にかかる事業費の2分の1は保護者負担で、残りの2分の1を国・県・市で負担すべきだ、という考え方を基にして交付金の基準額というのを算定してい

ます。

すみません、また次のページを見ていただきたいんですけども、平成27年度以降の児童クラブの登録人数と、それと受け皿となるクラブの支援単位数の推移を載せております。ニーズが右肩上がりに増えて、それに伴って受け皿の整備も行ってきたというところが分かるかと思えます。

下にグラフがございまして、黄色の棒グラフが事業費、緑色のグラフが保護者からいただく入所料となっております。そして折れ線グラフが事業費にしめる入所料の割合となっております。登録者数の増によって、事業費というのが御覧のように急激に増えています。その一方で、歳入としての入所料というのが、児童数の増に伴って増えてきているんですけども、そこまでの伸びではない。事業費にしめる入所料の割合というのは、御覧のとおり年々減少してきておまして、平成30年度決算では、20.45%となっているところです。この数字というのが、国が示している2分の1、50%というところとは大きくかけ離れている、というのが現状としてあります。

資料は付けていないんですけども、県下の平均、大体5千円くらいになっております。京築エリアでは、4千円程度が平均ということになっております。ちなみに国のモデルケースどおりの保護者負担2分の1をいただくと、平成30年度の決算ベースで大体7500円の入所料になるというところがございます。

国が示しているモデルケースともかけ離れております。また事業費等、負担金のバランスというの、どんどんかけ離れてバランスが崩れていっているという現状がございますので、まずは近隣自治体であるとか国が示しているモデルケース、そこに一旦近づけるということを今回しようということで、改正をしたいというふうに考えております。

実際の額ですが5千円というところがございます。この5千円というのが、30年度の決算で考えた場合に、事業費にしめる割合からすると、保護者が3分の1の負担に、この5千円だとなります。それで残りの3分の1を市が負担して、残りの3分の1を国と県が負担する、そういう割合に計算上なります。

国が示す50%というのは、到底、なかなか難しいかなというふうに思いますが、この3分の1、5千円というのが今のところ妥当な数字、県下の平均からしても同じような数字で妥当な数字じゃないかというところで、事務局として、教育委員会として負担金の額を3千円から5千円にかえるという条例の改正案を12月議会のほうに提案したいというふうに考えております。

また、条例改正の議案を12月議会にあげるんですけども、実際の施行日は令和3年4月1日を考えておまして、その間、十分な周知をしたいというふうに考えているところです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○教育長職務代理者 末次龍一君

ありがとうございます。

この件について、何か御意見がありましたら、お願いします。

○委員 金澤精子君

今は令和元年ですから、来年1年間、まだありますね。

○教育長職務代理者 末次龍一君

そうですね。再来年の4月からということで、まだ期間もありますし、再来年になったら、もう少し上げなければならないかもしれませんが、どうか分かりませんが、いま10何%ですか、16%が33%ですね。

○学校管理課長 橋本明君

すみません、16%は今年度の見込みということになりますので、決算で今出ている最新の分は、30年度の20.45%になります。

○教育長職務代理者 末次龍一君

分かりました。

水谷委員、どうぞ。

○委員 水谷知子君

今の御説明を聞かせていただいたら、妥当な金額だと思うんですが、子どもを何人も通わせている保護者の方にとっては、やはり3千円から5千円へ、かなり大きいと思われると思うので、その間、先ほどおっしゃっていましたが、十分な周知をよろしく願います。

○教育長職務代理者 末次龍一君

ありがとうございます。

他に意見がないようですから、議案第35号について、承認することに異議がありませんか。

(「はい」の声あり)

異議がありませんので、この件は承認といたします。

(2) 議案第36号 行橋市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則(案)について

(3) 議案第37号 行橋市立小・中学校共同学校事務室の組織、運営及び事務処理規程(案)について

○教育長職務代理者 末次龍一君

続きまして、第36号 行橋市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案について、

説明をお願いします。

○教育総務課長 土肥麻紀君

教育総務課より、すみません、議案第36号と議案第37号につきまして、事案が共同学校事務室に関するものでありますので、まとめて説明させていただきます。

学校の事務職員は、多くの場合、学校に一人のみの配置であるため、事務職員ごとの働き方や考え方、知識・経験などによる差異が生じるといった課題がありました。そのため、日常は各学校で勤務している事務職員が週1回程度一つの学校に集まるなどして、複数の学校の事務業務を共同で行うことで、学校間の事務の標準化や事務職員の育成、及び資質の向上など、事務処理のさらなる効率化、及び資質の向上が図られるとして、平成10年度に学校事務の共同実施というものが制度化され、平成18年度より、行橋は、市内の小中学校を3グループに分けて実施しているところであります。

今回、平成29年3月の地教行法の一部改正に伴いまして、事務を共同処理することにより、学校間の事務の標準化、OJTの実施による事務職員の育成及び資質の向上など、事務処理のさらなる効率化、及び質の向上が実現するよう、共同学校事務室というものが法的に規定されました。

福岡県では、この改正を受け、平成30年度より共同学校事務室の設置を推進することとし、今年度県より1名事務職員の加配を受けて、行橋市の1グループにおいて共同学校事務室を設置する準備をしております。このたび規則の改正等、準備が整いましたので、明日、11月1日より行橋市の1グループにおきまして、共同学校事務室を設置することとし、そのための学校管理規則の一部改正と行橋市小中学校共同学校事務室の組織運営及び事務処理規程を議案として提案しております。

学校管理規則の議案第36号の途中くらいに新旧対照表がございます。すみません、こちらはちょっとカラーでお示ししていませんが、最後から2ページ目の5分の4ページ目を御覧ください。一番左下のところ、第16条の3のところ、共同学校事務室ということ、今回追記いたしました。その上の第16条の2のところ、いま実際に残りの2グループですしております学校事務の共同実施というものがありましたが、今回16条の3に共同学校事務室を追記しております。

続きまして、議案第37号の資料をお願いいたします。そちらのほうの第2条の組織のところ、設置校を示しております。表の中にある小中学校、椿市小学校、稗田小学校、延中小学校、今川小学校、中京中学校、長峽中学校という、中京中学校と長峽中学校グループの2グループからなるグループ校で設置校を今川小学校としております。この設置校というのは、実際に事務の方が集合して、そこで事務の共同処理をする学校となっております。

学校事務の共同実施、先ほどの第16条の2にありました、共同実施と今回お示しし



ます、共同学校事務室の違いというところに関しましては、あまり事務の内容としては大きくは変わらないんですけれども、共同学校事務室のほうは、組織に室長というもの、それも学校事務の先生の中から選ぶんですけども、室長を設置して、教育委員会や校長会などと組織的にいろんな課題を協議したり検討したりするようなかたちで、より主体的に校務運営に参加するようになる、というふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○教育長職務代理人 末次龍一君

ありがとうございます。

では、今の36号と37号議案について、何か御意見がありましたら、お願いします。

働き方改革で、特に教師の負担が話題になってはいますが、教師の負担を減らすためにも、事務の効率化というのは大きなポイントだと思います。組織的にやっていけば、かなり効率アップされると思いますし、良いことだと思います。

行橋は、比較的、市内が近いので、集りやすいし、なかなか良いことだと思います。よろしいでしょうか。

では、意見がないようですので、今の36号と37号について、承認をいただけますか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。では承認をいただきました。

#### (4) 議案第38号 行橋市図書館等複合施設指定管理者の指定について

○教育長職務代理人 末次龍一君

次に38号の行橋市図書館等複合施設指定管理者の指定について、これは生涯学習課長に説明をお願いします。

○生涯学習課長 上田直美君

生涯学習課から、議案名、行橋市図書館等複合施設指定管理者の指定について、説明をさせていただきます。

来年、令和2年4月1日より、リブリオ行橋図書館等複合施設の指定管理者となる団体を指定するものでございます。根拠法令は、地方自治法244条の2の第3項及び第6項によるものです。

こちらにつきまして主な内容でございますが、指定管理者の候補者は、行橋イノベーション株式会社、指定期間は、令和2年4月1日から令和17年3月31日、15年間の指定期間となっております。この候補者の選定理由につきましては、次のページに整備事業の流れが書いています。こちらのほうを御覧ください。

このリブリオ行橋の整備の事業の流れといたしましては、民間資金の活用によるPFI法を活用いたしまして、設計、建設、運営・管理という項目をひとつの事業といたしまして公募を行いました。それが平成29年6月でございます。このときに広く公募を

いたしました。最終的に平成29年12月に優先交渉権を獲得いたしました、行橋イノベーション株式会社と事業契約を行いました。PFI法によりまして、この時点で運営にかかる部分につきましても行橋イノベーション株式会社が運用、指定管理という言葉を使っておりませんが、もう運用する業者として一応承認を貰っているかたちとなっております。

今回、新たに指定管理者の指定について上程いたしますのは、PFI法とは別に、先ほど申しました根拠法令であります地方自治法、行政処分ができます地方自治法にのっとりまして、指定管理者の指定をする場合は議会の議決が必要、ということで、改めて指定管理者の指定について、12月議会において議案として上程するものでございます。

それと、先の9月議会におきまして、条例の議案を上程いたしまして可決いただきました。その中によりましても、指定管理者に指定する場合の特例ということで、PFI法で選定した民間事業者を指定するというのを条例の中にもうたい込んでおりますので、今回、PFIの候補者と決定しております行橋イノベーション株式会社に指定管理者として指定の報告をするものであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長職務代理人 末次龍一君

ありがとうございました。

では、今の説明について、何か御意見とかありましたら、お願いします。

○委員 金澤精子君

PFI法というのは。

○生涯学習課長 上田直美君

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律。基本的には、設計から建設、そして運営までをあわせて、まず自治体のほうでお金を用意するのではなくて、民間のほうのお金をもって先につくっていただく、その後それについて返還等々、運営費について支払っていくというものでございます。

○委員 金澤精子君

以前に説明されたんですよね、すみません。

○教育長職務代理人 末次龍一君

他にありませんか。

意見がないようですので、採決いたしますが、第38号議案について、承認することに異議はありませんか。

(「はい。よろしくお願いいたします」の声あり)

ありがとうございます。では、38号議案は承認されました。

## 5. 協議・報告事項

○教育長職務代理人 末次龍一君

続きまして、協議・報告事項に移ります。

(1) 令和元年度第3次補正予算要望事業の概要について

はじめに、令和元年度第3次補正予算要望事業の概要について、説明をお願いします。

○指導室長 山本有一君

指導室から説明をいたします。令和元年度一般会計第3次補正予算の概要について、説明をさせていただきます。

はじめに指導室からでございます。資料1ページを御覧ください。ICT英語教育推進係の分でございます。10款1項3目教育指導費としまして、消耗品費及び備品購入費をあげております。これは、次年度の教科書改訂に伴いまして、プログラミング用の教材が教科書に掲載され、授業で行うことになりました。それで必要となりますので、教育委員会のほうで購入をいたしまして、各学校に貸し出しを本年度からしながら試行授業を行い、来年度本格実施に向けていこうということでございます。そして消耗品費と備品購入費、両方で準備をしていきたいと思っております。

次に、10款2項1目、学校管理費として、備品購入費をあげております。これは行橋小学校、延永小学校が児童数の増加ということで、学級数が増える見込みでございますので、増設する教室にプロジェクター等の備品が必要になります。それを購入するというところでございます。

指導室の補正予算については、以上でございます。

○教育長職務代理人 末次龍一君

ありがとうございます。

全部続いていきましょうか。部長、どうぞ。

○教育部長 米谷友宏君

冒頭、よろしいでしょうか。すみません。いつもの補正予算と違って、他に債務負担等が出てまいりますので、先にちょっと全体を少し説明させていただいてよろしいでしょうか。

○教育長職務代理人 末次龍一君

お願いします。

○教育部長 米谷友宏君

基本的には年度当初に3月議会にかける前に、委員会にお諮りする、当初予算というのは、年間を通した当初予算です。6月、9月、12月、3月にも最後の補正ということで、年間3回の補正予算をやっております。6月、9月につきましては、概ね国が国会で国の予算の補正予算が通った補助金の内示であったり、突発的な災害事案であった

り、補正予算というのは、基本的に緊急的な予算措置ということになっておりますが、今回の12月というのは、御承知のとおり、もう年明けからあと残り3カ月しかないというところで、もう今年度の3カ月で全て完結する、極めてピンポイント的で、一番最後の、何かやろうとする最後のアクションを起こす補正予算ということで御理解をいただければと思っています。

それともう一つは、後で出てきますけれども、4月早々にアクションを起こすけれども、お金は3月の当初予算で、予算としては、金額は上程するんだけど、やはり業者さんであったり相手さんと前もって予算の裏付けがないと、契約とか話ができないよね、というところについては、後ほど生涯学習課などで出てきますが、債務負担行為という、前もって上限を決めた分を議会に、前もってここまでの範囲内なら交渉してもいいよと。本当の予算は3月だけど、来年の年明けから相手さんと話をしてもいいよ、というお墨付きですね、それを改めて12月に入れるということで、年明けからの3カ月で4月以降の仕事の前倒しの下話ができるような部分も含まれております。

そういったかたちで、年明けの3カ月で完結できるようなかたちの部分が主な内容となっております。以上でございます。

○教育長職務代理者 末次龍一君

ありがとうございました。

では、部長の話を参考に、後の学校管理課から引き続き説明をお願いします。

○学校管理課長 橋本明君

学校管理課から説明をいたします。学校管理課所管部分につきましては、今回、1187万1千円の増額補正を予定しております。

内容についてなんですが、先ほど指導室のほうでも説明がございました。来年4月から行橋小学校、それから延永小学校のほうで学級数が一つ増える見込みとなっております。それに伴いまして、まず行橋小学校におきまして、現在、多目的室として利用している特別教室を普通教室に転用します。この際、床の改修であったり棚の設置、黒板の設置等の改修費用として、299万1千円の増額を行おうとしております。

また18節、下のほうの備品購入費のほうになりますけれども、教室の増に伴いまして、子どもたちの机、椅子、それから教室に置いているオルガンとか、後はテレビ等、そういった備品を購入するための予算として233万3千円の増額を予定しております。

延永小学校につきましては、現在、多目的室として利用している部屋をですね、普通教室のほうに転用するんですが、この部屋については、普通教室と同じようなつくりになっておりますので、あえて教室の改修工事費は必要ないということで計上をしておりません。それが行橋小学校と延永小学校の改修及び備品購入の内容となっております。

それともう1件、泉小学校についてなんですが、泉小学校が、現状、今の時点でも職

員室がかなり狭いという状況がございます。教職員の人数に比べて設置されている机がかなり少ないという状況がございます。併せまして、来年4月から外国語が教科化になります。それに伴ってALTが常駐するという状況も出てきまして、現在の職員室の面積では、ちょっと足りない、いよいよ足りないという状況になっております。

したがいまして、横にある事務室を、ちょっと壁をとっばらって、職員室として増床して、事務室を相談室と一緒に違う場所に整備するというところを考えております。その交付金として、600万円を予定しております。

また、それに併せまして、先生たちの机、椅子といったところの備品購入費として27万7千円を予定しております。

次のページをお願いします。学務係の補正になりますけども、こちらは児童クラブの運営、それから施設整備にかかる国の交付金、こちらが事業費が確定したことによる精算ということで、27万円を増額補正して国のほうに返還するという内容になっております。昨年コスモスの児童クラブを建設しております。また、通常の運営費として、市内各所の児童クラブを運営して、それに対して国のほうから概算で交付金をいただいております。それが、30年度が終了して事業費が確定したことによって、貰い過ぎの分がございましたので、こちらのほうを今回返還する、27万円を返還するという内容となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○教育長職務代理者 末次龍一君

ありがとうございました。

では、続いて、生涯学習課に説明をお願いします。

○生涯学習課長 上田直美君

生涯学習課から説明をさせていただきます。すみません、書類のほうに追加がございましたので、訂正後の資料を御覧ください。

令和元年度一般会計第3次補正予算の概要につきまして、生涯学習課所管につきまして、説明をさせていただきます。

まず、初めに10款4項2目公民館費におきましては、校区公民館の備品を新しくするために防衛の補助を活用いたしまして、長机等の備品の入れ替えを行うものでございます。こちらにつきましては、基本的にこれまで机等の備品の入れ替えというのは、開館から実際は行っておりません。各公民館におきまして、古いものを修繕しながら使っていた現状がございますので、利用者の利便性を高めるためにも、まず今川公民館、延永公民館の長机となる備品の購入を行います。

続きまして、10款4項8目図書館費でございます。新しい図書館の開館準備のために増額補正を行うものでございます。主には新しい図書館に子どもたちの読書活動の推進について、子どもたちに興味を持っていただきたいということで、読書通帳機の購入、

1 1 節の消耗品の読書通帳、及び1 8 節の備品購入費で読書通帳機の導入を計上させていただきます。

1 4 節におきましては、開館前、3月の春休み前に市内小中学校の全児童を対象にいたしまして、事前に内覧会と図書館の活用方法というか、案内を含めたところで全生徒を対象に説明会を順次行っていきたくと考えております。図書館に興味をたくさん持っていただきたいというのが、この予算の目的でございます。そのために、各学校から順次、大型バスを借り上げまして、移動していただきたいと思ひまして、バスの借り上げ料を計上しております。

1 3 節の委託料でございますが、アドバイザー業務として、4月から指定管理として運用を開始していただきます。その際、P F I 法に、先ほども説明いたしました、この法律を使って運用していくんですけども、その際にモニタリングというチェック機能、そしてそれに不可があった場合にペナルティという措置をとらなければなりません。それは数値で見える化、可視化をするものでございます。それに伴いまして、いま現在は建設についても、このモニタリング業務のアドバイザーを委託しております。今回は建設ではなくて、今度は私たちの運用のほうにかかりますので、そのアドバイザー業務を続けて計上させていただくものと、もう一つが、今回、平成29年12月で契約を、新しい図書館について契約をさせていただきましたが、10月の税率の増額によりまして、消費税分のアップに伴いまして、3億3千万円に対する税額分のアップ率を入れさせていただきます。

続きまして、その下の債務負担行為を説明させていただきます。先に米谷部長から説明がございましたように、今年度の執行ではございません、令和2年度の事業でございます。それにつきまして、説明をさせていただきます。

令和2年に図書館がオープンいたします。それと時を同じくして、まちなかで文化芸術weekの事業を計画しているところでございます。その中の一つに生涯学習課では育徳館の学生と一緒に音楽の演奏会を、現在、前にも報告をさせていただきましたが、市民合唱団を公募して、育徳館の演奏、市民合唱団の合唱とあわせた演奏会、そして指揮者を佐渡裕さんをお願いしているところでございます。

それにつきまして、現在、まちなかの屋外ステージを想定しております。そのために、補助金として約2900万円を計上するものでございます。

そしてもう1点、これも図書館に関するものでございますが、リブリオ行橋の駐車場として、いま建設中の図書館の前に100台程度の駐車場を、今ちょっとまだ外観は見えておりませんが、整備をしてまいります。それにつきましては、先の条例で、使用料等を明記させていただきます、24時間利用できる有料の駐車場として、現在、整備をしているものであります。それにつきまして、駐車場を管理する委託料として、

3年間、1400万円を計上する予定でございます。以上です。

○教育長職務代理者 末次龍一君

ありがとうございました。

続いて、文化課に説明をお願いします。

○文化課文化振興係長 吉兼三佳君

文化課の文化振興係長の吉兼でございます。本日は小川課長の代わりに出席をさせていただいております。それでは御説明させていただきます。

まず、3次補正の予算についてでございますが、文化課の補正予算は2件ございまして、まず1件目が10款4項3目文化振興費につきまして、コスメイト行橋のステージ下のところがございます部分から、地下からの湧水がたまった状態が続いておりまして、この湧水を自動的に排水する設備の工事を、89万5千円の工事費を追加させていただくものでございます。

続きまして、10款4項4目の文化財保護費におきましては、長井浜公園の進入路、市道でございますが、こちらの建設に先立ちまして、遺跡の有無を確認したところ、弥生時代の石棺墓、石を組み合わせたお墓が複数確認されたために、発掘調査を行う必要が生じてまいりました。このため、発掘調査作業員の賃金や、発掘機械の借り上げ料を合わせまして128万2千円、補正予算として計上するものでございます。

また、先ほど生涯学習課のほうからも御説明がございましたが、債務負担行為といたしまして、令和2年度に実施する行橋まちなか文化芸術weekという事業への、こちらは文化課所管の花土、朱寶氏によるオープニング献花、及び末松謙澄に携わる方々をお招きしたシンポジウム、また子ども向けの光のデジタルアートにかかる経費を債務負担行為として745万7千円を計上するものでございます。以上です。

○教育長職務代理者 末次龍一君

ありがとうございました。

最後に、スポーツ振興課に説明をお願いします。

○スポーツ振興課長 増田昇吾君

スポーツ振興課でございます。今回391万2千円の増額補正を予定しております。内容といたしましては、10款5項2目体育施設費におきまして、野球場整備について専門的な調査を行うために、3節時間外勤務手当、また13節委託費におきまして、野球場基本計画業務委託費をそれぞれ増額補正するものでございます。

これまで約7千件にのぼる要望書や9月定例会におきまして、一般質問の中において、調査費の計上についての答弁がございました。所管といたしましても迅速に対応し、実際に整備ができるのか、どうなのかも踏まえまして、具体的な検討を行うために、今回、増額補正を行うものでございます。以上です。

○教育長職務代理者 末次龍一君

ありがとうございました。

では、以上で第3次補正予算の説明が終わりましたけども、何か意見や御質問がありましたら、お願いします。

読書通帳は、検討するという話だったですかね、前にも1回聞いたことがあるような気がしますけれど。もう予算としてあげるということですね。前は厳しいとか、何か言っていなかったですか。

○生涯学習課長 上田直美君

読書通帳機の導入につきましては、もう何年来と検討をしまいいりました。なかなかそこまで行きつかずに、まず読書手帳をつくった段階で、今度シール式等々の提案がございましたが、やはり子どもたちに達成感等々が、もう見える化したほうが、今の読書量が減っている中で、ちょっとプラスの事業を行っていききたいと、所管としても考えまして、通帳機の検討をした次第でございます。

○教育長職務代理者 末次龍一君

僕も良かったなと思っています。たぶん、子どもたちもやっぱり喜ぶだろうと思います。もっと費用がかかるかなと思ったら、そうでもないですね。

○生涯学習課長 上田直美君

そうですね。読書通帳機で、皆さんはATMと同じような感じで、通帳を入れたら、子どもたちが。大きい機械は、ちょっとまだ高額です。今回、私たちが導入するのは、そのミニ版ということで、卓上に置いて機械としては小さいんですが、性能は同じでございますので、子どもたちは通帳を入れて、ATMと同じような感覚で利用できるかと考えております。

○委員 金澤精子君

生涯学習課のほうで、内覧会は、全児童、全生徒ですか。

○生涯学習課長 上田直美君

一応全児童を対象としております。ただ、中学3年生については、次がもう高校1年生になりますので、一応中学校2年生までを想定しております。約5200人くらいになろうかと思えます。

○教育部長 米谷友宏君

これについてはですね、以前、コスメイトができたときも、図書カードを子どもたちにどうやって配るかということがあったりしたんですけども、今回も新しいシステムになって、俗に言う献血カードみたいに貸出の分が表示できる、書き換えのできるカードを渡したいということがあったりとかということなので、開館前の春休み前くらいの時期に、学校のほうと日程を調整をさせていただいて、新しい図書館の事前の見学と図書



カードの配布というかたちで、ぜひ紹介できる機会を、子どもたちに特別に設けたいな  
と  
思っているところがございます。要は開館前です。

それと、なお、今回の、いま各課長が説明いたしたものにつきましては、この後、財  
政査定であったり市長査定というプロセスを踏まえまして、来月の教育委員会には確定  
というかたちで御報告できるかと思っておりますので、お願いいたします。

○委員 金澤精子君

第九のメンバー募集は、どんな状況なんですか。今度はいつですか。

○生涯学習課長 上田直美君

11月ですが、明日からスタートいたします。パートが女性パート、男性パートとご  
ざいますが、女性パートは、ちょっとお断わりをするような。市内の方については、全  
員参加できるように増やしております。ただ、残念ながら男性パートにつきましては、  
現在、15人くらいいま不足している現状でございます。ちょっとこの不足分について  
は、実行委員会のメンバー等々で話し合いをしながら、もし、すみません、教育委員の  
皆様で、お声掛けができる方がいらっしゃいましたら、男性パートでございますけれど  
も、協力のほうをよろしくお願いいたします。

○教育長職務代理者 末次龍一君

金澤先生、御夫婦でいかがですか。

○委員 金澤精子君

気持ちはあります。

○教育長職務代理者 末次龍一君

他に意見はございませんか。

(「ありません」の声あり)

## (2) 9月定例議会の議案の議決状況について(報告事項)

○教育長職務代理者 末次龍一君

では、意見がないようですので、続いて9月定例議会の議案の議決状況について、報告  
をお願いします。

○教育総務課長 土肥麻紀君

教育総務課から、お手元にあります、9月定例議会議決結果についてです。9月議会  
におきましては、補正1件、議案5件を上程しまして、全ての案件に関しまして可決と  
いうことで終わりました。

その後の資料につきましては、それぞれの委員会で指摘事項がありましたので、また  
後ほど読んでいただければというふうに思います。以上です。

○教育長職務代理者 末次龍一君

ありがとうございました。

では、この件について、何か御意見がありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

では、ないということで、次に学校規模適正化について、説明をお願いします。

### (3) 学校規模適正化について

#### ○教育総務課長 土肥麻紀君

教育総務課より説明をさせていただきます。

学校規模適正化におきましては、7月にパブリックコメントを行いまして、その結果、実施機関の考え方としまして、約600件、意見をいただいたんですけども、それに対する実施機関の考え方を、9月末をもって公表したところでございます。

10月15日号の市報におきまして、学校規模適正化基本計画の検討委員の募集をしているところです。11月15日が締め切りで、11月末に委員が決定することとなっております。

今後の予定なんですけれども、この学校規模適正化の基本計画をつくって、その後、実施計画をつくるような流れになっておりますが、今年度に関しましては、先ほど申しました検討委員が決まりますが、その検討委員会委員の方々と今までの流れの協議を行ったり、先進地のほうに視察に行くというようなかたちを今年度行いたい、というふう考えております。

具体的な住民説明会等も今後行うようにしておりますが、教育委員会におきましても重要案件というか、かなり大きな事案になりますので、時間も十分必要にもなりますし、またいま実際に教育長も不在という状況もありますので、教育長が決まった後に、また時間をかけて丁寧な住民説明会を行っていきたいというふう考えております。以上です。

#### ○教育長職務代理者 末次龍一君

ありがとうございました。

今の件について、何か御意見、御質問があったら、お願いします。

ないですか。いいですか。

(「よろしくお願いします」の声あり)

では、その他で何かありますか。

文化課、お願いします。

#### ○文化課文化振興係長 吉兼三佳君

今お手元にお配りしております、黄色のチラシを御覧いただけますでしょうか。実は、開いていただきますと、二つの講演の御案内となっております。

まず初めに11月9日、作家であり国文学者でございます林望氏をお招きして、ちょうど今回第3回目となるビエンナーレのテーマでございます、末松謙澄にスポットを当てまして、基調講演と、またこの林望氏に加えまして、城戸純一氏、小正路淑秦氏をお迎えして、パネルディスカッションを行います。こちらが第1弾として、11月9日に、また第2弾といたしまして、12月10日、こちらはスペインのサグラダファミリア聖堂の芸術工房監督をなさっておられます、外尾悦郎氏をお招きして、講演会を行います。

いずれもビエンナーレ事業の一環として行うもので、参加費が1千円なんですけれども、先着順で要申し込みとなっておりますので、もし御参加されることをございましたら、文化課のほうまで御一報いただければと思います。

また、林望氏のほうは、まだ席にかなり余裕がございますので、もし御興味のありそうな方がおられましたら、お声掛けをいただければと思います。以上でございます。

○教育長職務代理人 末次龍一君

ありがとうございました。

他に、ありませんか。

ちょっと僕のほうからひとつ。11月の予定が、係長のところのグーグルカレンダーに入っているんですが、カレンダーの最初に冒頭に米印が入っているところは挨拶があるんですが、文化課のほうに予定をいただいている中で、9日に北公民館の文化祭がありますね。他の文化祭は挨拶が入っているんだけど、ここは、挨拶はたぶんあるんですよ。ないんですかね。課長に確認しておってください。

○文化課文化振興係長 吉兼三佳君

はい。課長に確認して、お報せします。

○教育長職務代理人 末次龍一君

後は、北公民館は駐車場がちょっと不安なんですけど、車で行くから。他の所は大体車が何とかとめられると思いますが、それも確認しておいていただければと思います。

○文化課文化振興係長 吉兼三佳君

はい、挨拶と駐車場の件を確認させていただきます。

○教育長職務代理人 末次龍一君

あと他の皆さんも、挨拶があるものは米印が入っていますが、入っていなかったら挨拶はしないということです。

では、次に次回の開催日について、説明をお願いします。

○教育政策係長 白川良光君

次回ですが、11月26日火曜日、または11月28日木曜日の御都合は、皆様、いかがでしょうか。

○委員 大宮克弘君

僕は火曜日がいいです。

○教育政策係長 白川良光君

では、11月26日の火曜日でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○生涯学習課長 上田直美君

すみません、日程で大変申し訳ございません。ちょっと代理者とスケジュール調整を行っていなかったのが、26日に京築地区の社会教育委員の全体研修会を開催の予定にしております。できましたら、職務代理者につきましては、そちらのほうに出席をいただきたいと思いますので、28日で調整をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○教育部長 米谷友宏君

26日の時間は何時からですか。

○生涯学習課長 上田直美君

13時からなので、通常の時間であれば被るかと思います。

○教育部長 米谷友宏君

時間の調整をして、教育委員会のほうの時間をズラしたらどうですか。可能であれば、13時30分とか14時とかにできればと思います。

○教育長職務代理者 末次龍一君

安全なのは14時ですね。私もバタバタしたくないので。大宮先生は、いかがですか。

○委員 大宮克弘君

遅くしてもらう分は、僕も助かります。

○教育政策係長 白川良光君

では、次回は11月26日火曜日の14時からでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

よろしく願いいたします。

○教育長職務代理者 末次龍一君

では、次回が開催日が決まりましたので、これをもちまして、第12回の定例教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(「ありがとうございました」の声あり)

閉会 14時15分